

板橋区災害義援金配分委員会設置要綱

(令和2年6月17日区長決定)

(設置)

第1条 板橋区地域防災計画に基づき、被災者に対する災害義援金(以下「義援金」という。)を適正かつ効果的に配分するため、板橋区災害義援金配分委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、義援金の配分に関し、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 配分対象、配分基準、配分時期及び配分方法に関すること。
- (2) その他義援金の配分に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者(以下「委員」という。)をもって組織する。

- (1) 副区長
- (2) 総務部長
- (3) 危機管理部長
- (4) 総務部総務課長
- (5) 危機管理部防災危機管理課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、副区長とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長が決するものとする。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し会議への出席を求め、意見を聴くことができる。
- 5 前各項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、事案の概要を記載した書面を委員に送付した上で、書面による会議を開き、当該委員からその意見を徴し、又は賛否を問うことにより、その結果をもって会議の議事を決することができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(会議公開の原則)

第7条 会議は公開するものとする。

- 2 個人情報に関する配慮その他会議を公開しないことにつき合理的理由があるとき、又は委員会において特に公開しない旨の議決をしたときは、前項の規定にかかわらず、その会議を公開しないことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が定める。

付 則

この要綱は、令和2年6月17日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。